

法学未修者教育の充実方策に関する調査検討結果報告（概要）

司法制度改革で目指された姿

- 法科大学院は、学部段階での専門分野を問わず、社会人等にも広く門戸を開放
- 修了者のうち、相当程度（例えば約7～8割）の者が司法試験に合格できるような充実した教育を実施

法学未修者の現状

- 入学者に占める社会人、法学部以外の学部出身者が大幅に減少
- 法学未修者の司法試験における累積合格率は3～4割（※法学既修者は約6～7割）

しかし現実には……

法学未修者教育を巡る『4つの課題』

（1）法学部以外の学部出身者を巡る課題

- ・ 法律学に関する専門的知識や、学修を進める前提の基盤がない
- ・ 法的な考え方になじめない学生が一部存在

（2）法学部出身者を巡る課題

- ・ 法学を初めて学ぶ者との間で差があり、学修意欲等の面で全体に影響を及ぼす可能性
- ・ 法的な考え方になじみにくい学生が一部存在

（3）社会人経験を持つ者を巡る課題

- ・ 仕事を続ける社会人が学修しやすい環境の不足

・ 同一の教育課程の中で三者が混在して学ぶため、それぞれに対するきめ細やかな対応を取ることが難しい

（4）多様な者が混在して学ぶことに関する課題

司法制度改革の理念に基づき、多様なバックグラウンドを有する者に充実した教育を行うことで、法学未修者が安心して、法科大学院で学び、法曹を目指せる環境整備を目指す

法学未修者教育に関する充実方策

【改善の主なポイント】

- ◇ 法曹として共通に必要なとされる法律に関する基礎・基本の徹底
- ◇ 法科大学院間で共通的な到達度判定に資する仕組の導入に向けた検討
- ◇ 個々の学生に応じ、きめ細やかに対応する教育課程内外の学修支援
- ◇ 入学者の多様性に応じた柔軟な履修を可能とする体制整備に向けた検討

【具体的な方策】

1. システム改革に向けた検討

（1）法科大学院全体を通じた厳格な到達度判定の仕組みの検討

- 2年次進級時に、「共通到達度確認試験（仮称）」を導入するなど厳格な進級判定の仕組みの検討
- 3年次進級時に、その後学修に必要な法的知識・能力の修得を厳格に判定する仕組みの検討

（2）基本的な法律科目をより重点的に学ぶことを可能とするための改善の検討

- 1年次は、憲法・民法・刑法など基本的な法律科目をより重点的に教育し、基礎・基本の徹底を図る
- 他学部における学修経験や実務経験・社会経験等を考慮し、基礎法学・隣接科目や展開・先端科目の履修を一部免除することができる仕組みを検討

（3）法学未修者に対する入学者選抜の改善の検討

- 入学者選抜において、法的なセンスの判定精度を高めるための手法等の改善・見直しの検討

2. 入学前から卒業後を一貫した充実方策

（1）「入学前」における充実方策

- 法科大学院志望者への入門的な教育機会提供の促進
- 法科大学院入学予定者に対する学修支援の促進

（2）「入学後」における充実方策

- 到達目標の設定や法学の基礎・基本の徹底など教育内容の改善
- 講義の適切な活用や小テスト・ICT等を活用した学修定着・理解度把握の推進など教育方法等の改善

（3）「卒業後」における充実方策

- 修了生への学修支援や卒業後の動向把握・就職支援等の充実

（4）充実した教育体制・支援体制の整備

- FDなど教員の資質向上の促進や、夜間開講制の充実の検討など教育支援体制の整備